

## 奈井江町立国民健康保険病院のあり方検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 奈井江町立国民健康保険病院（以下「町立病院」という。）が、奈井江町と近隣市町を含む地域において、必要とされる医療を持続的に提供できる体制を確保するため、町立病院が担うべき役割と診療体制、経営安定化、公的支援の水準等の検討を行う、奈井江町立国民健康保険病院のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議し、その結果を町長に答申するものとする。

- (1) 町立病院が担うべき医療に関する事項
- (2) 町立病院の診療体制に関する事項
- (3) 町立病院の経営改善に関する事項
- (4) その他町長が必要に応じ諮問したことに関する事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

- 2 委員は、町民及び有識者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から最終の答申を行う日までとする。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 町長は、特別の理由があると認めるときは、任期中であっても委員を解職することができる。

## (職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (招集等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町立病院事務局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員会の委員には、奈井江町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例の規定により、報酬及び費用弁償を支給する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

